

税理士  
法人

# AIF事務所便り

2023.2.1/367号



## contents

- ◆【速報】インボイス登録事業者の納税負担は 1.8% !  
知っておきたい「2割特例」措置①～③
- ◆インボイス制度と独禁・下請・建設業法
- ◆給与の源泉納付にも 国税をスマホアプリで納付 吉田皓輔
- ◆令和5年4月から残業時間の割増率が変わる

# 【速報】インボイス登録事業者の納税負担は 1.8% ! 知っておきたい「2割特例」措置①

概要を一言で言うと、インボイス登録のため、新たに課税事業者になることを選択した人が納税する消費税額が、本来は売上高 9% から 5% であったのが、約 2% に軽減されることとなります。

## インボイス制度の「2割特例」措置について（財務省主税局）

インボイス制度導入のために新たに課税事業者（インボイス登録事業者）になった方は、簡易課税の届出のような事前の手続きがなくても、2割特例の適用が出来ます。また、簡易課税制度の届出を出していても、確定申告時に有利な方を選択できます。

### 2割特例を適用した場合の負担軽減の内容（フリーランス（サービス業）の場合）

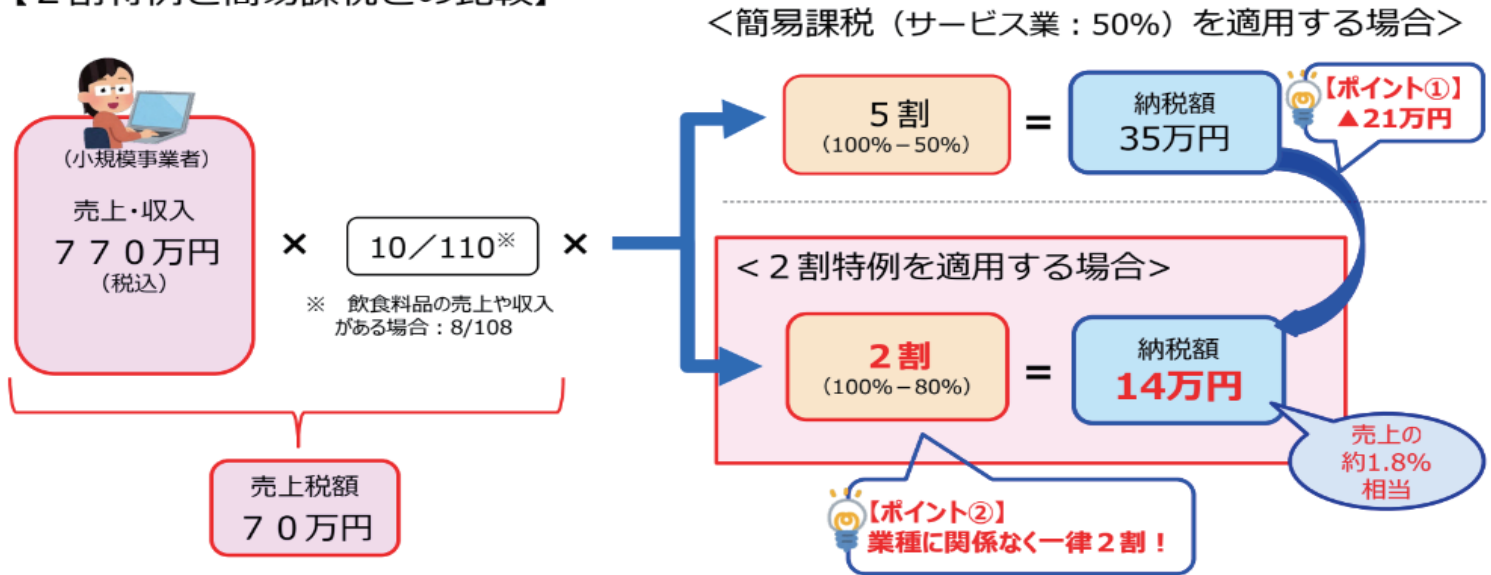
○ 簡易課税による簡便さに加え、

【ポイント①】 税負担が軽減される

【ポイント②】 業種を把握※することや、支払を管理する必要がなくなる

※ 2割特例は業種を把握する必要はないが、簡易課税は、業種（1～6種）を判断・把握し区分する必要がある。

### 【2割特例と簡易課税との比較】

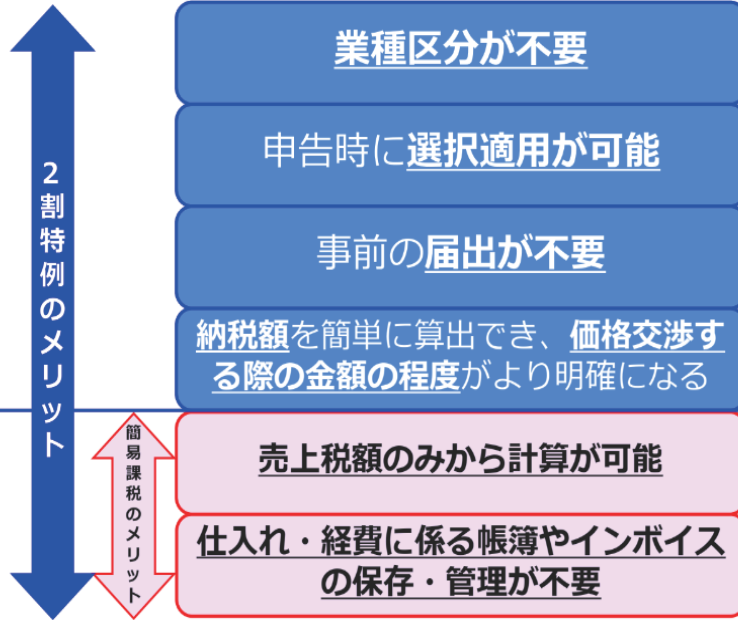


2割特例は、業種区分が不要で、事前の届出も不要なので、簡易課税制度よりもさらに事務負担が減ります。

また、簡易課税制度の届出をしていれば、2割特例の対象者でも、確定申告時に両方選べます。

**【速報】インボイス登録事業者の納税負担は 1.8% !  
知っておきたい「2割特例」措置②**

簡易課税制度との事務負担における主な違い



2割特例措置が適用されるのは、令和5年10～12月分の申告から令和8年分の申告までの、4回分の確定申告です。但し、2年前の課税売上高が1千万円を超える課税期間（年）がある場合は、その課税期間は適用対象外になるので注意してください。

2割特例の適用対象期間と留意点

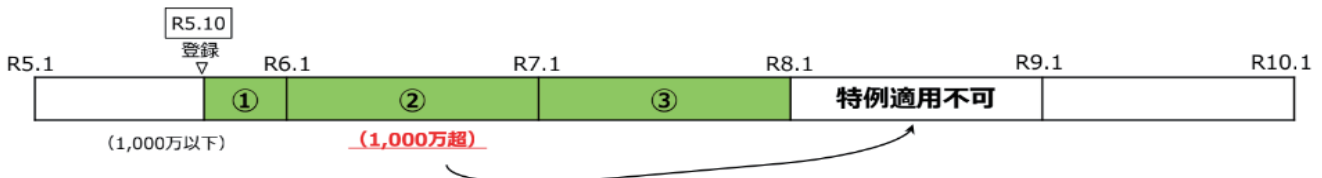
① 適用対象期間

- 個人事業者は、**令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告までの4回分の申告**において適用が可能。



② 留意点

- ただし、2年前の課税売上高が1千万を超える課税期間（年）がある場合、その課税期間は、適用対象外。



## 【速報】インボイス登録事業者の納税負担は 1.8% ! 知っておきたい「2割特例」措置③

インボイス登録の期限も延長されました。2023年10月1日からの登録を受けるためには3月末までの申請が必要とされていましたが、4月以降の登録申請でもOKになりました。「3月までの申請が困難な事情」の記載も不要です。

2023年10月1日以降も、インボイス登録事業者として請求書を発行したい日付の15日前までに登録申請をすれば、いつでもインボイス登録が可能です。

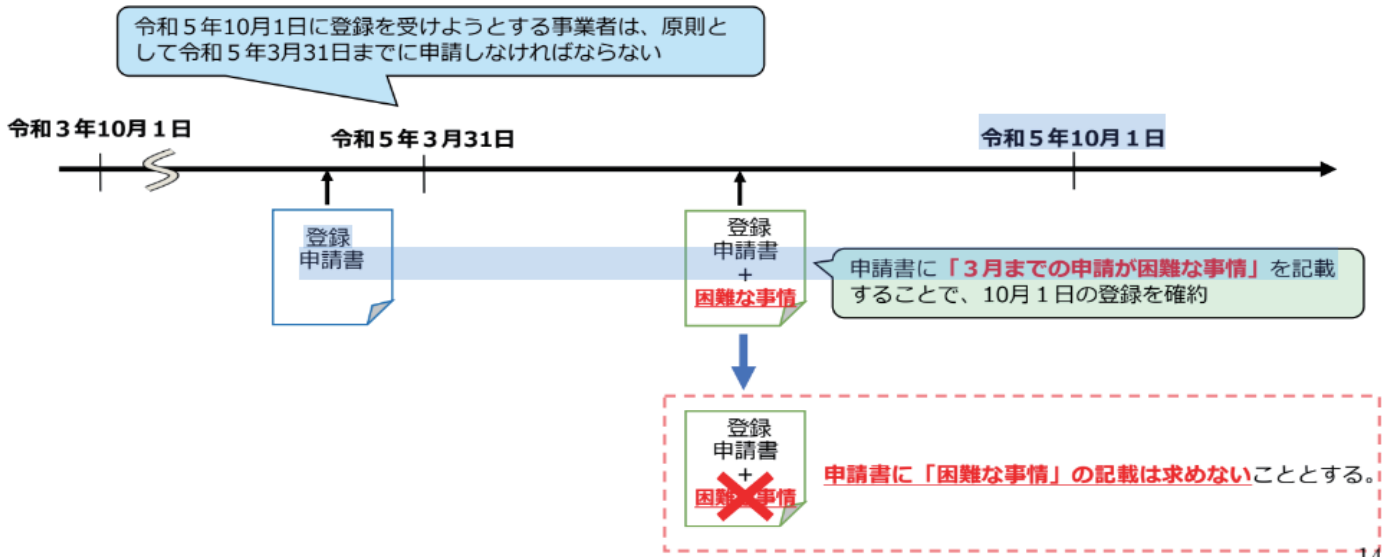
### 登録申請手続の柔軟化（案）

#### （現行）

- インボイス制度が開始される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月末までに申請書を提出しなければならないが、4月以降であっても申請書に3月末までの申請が「困難な事情」を記載することで、10月1日に登録したものとみなす措置が設けられている。

#### （対応案）

- 事業者の準備状況にバラつきがあることや、今般、支援措置が追加されたことも踏まえ、あえて**申請書に「困難な事情」の記載を求めず、4月以降の登録申請を可能とする対応を行う**こととする。



### その他の簡易措置

- 適格簡易請求書等 相手先名が不要 現行のレシートに課税事業者番号を記載

不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

請求書等の相手先の名称の記載は不要となっています。なお、適格簡易請求書は電子データによる交付も可とされています。適格簡易請求書は、インボイス制度下における「レシート」と認識すると分かりやすいでしょう。

- 少額な返還 インボイス免除

税込み1万円未満の売上返金の場合、インボイス免除 相殺される振込手数料が該当

## インボイス制度と独禁・下請・建設業法

### 消費税改正による免税事業者への違法行為

インボイス制度上、免税事業者はインボイスを発行できず、免税事業者に発注している会社は、消費税の仕入税額控除ができず、納税消費税が増えてしまい、何らかの対応を迫られることとなります。

しかし、対価の減額や取引の停止、免税事業者から課税事業者への転換要請なども、必ずしも容易には行えません。消費税法の改正が原因で、それらの新たな対応をしなければならなくなってしまう、その挙げ句は、仕入外注先等である免税事業者に対する、独禁法、下請法、建設業法などでの法律上の問題を生み出しかねない状態になってしまうからです。こんなことに悩まなくて済むような配慮的措置を用意した上での消費税改正にしてもらいたいものです。

### 独禁法・下請法・建設業法での禁止行為

自己の取引上の地位が相手方に優越している場合、相手に対し、不当不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。取引条件の見直しに当たっては、「優越的地位の濫用」に該当する行為を行わないよう注意が必要です。

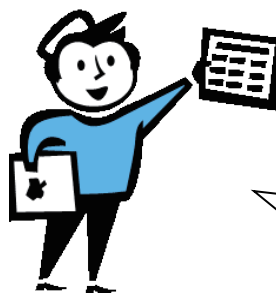
下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者が免税事業者である仕入先に対して、仕入先の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた下請代金の額を減じた場合には、下請法第4条第1項第3号で禁止する下請代金の減額として問題となります。この場合、免税事業者であることは、仕入先の責めに帰すべき理由には当たりません。

建設業法の規制の対象となる場合で、元請負人が、自己の取引上の地位を利用して免税事業者である下請負人に対して、契約後に、取り決めた下請代金の額を一方向的に減額した場合、建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」の規定に違反する行為として問題となります。

### 仕入消費税の転嫁保証は必要最低限

仕入側の都合で、免税事業者が負担していた消費税額にも満たないような価格を設定した場合には、独占禁止法上の優越的地位の濫用、下請法で禁止する買ったたき、建設業法の「不当に低い請負代金の禁止」の規定違反、として問題となります。

逆に、免税事業者であることを前提にした取引単価を、課税事業者になってからも、単価改定交渉に応じずに据え置くことも下請法第4条第1項第5の「買ったたき」に該当し、独占禁止法にも抵触します。



下請けいじめはしたくない。消費税の改正で、下請けを困らせるハメになっている。

## 給与の源泉納付にも 国税をスマホアプリで納付

2022年12月1日から、スマホアプリによる国税の納付が可能となりました。e-Taxを利用することで毎月の給与の源泉納付にも利用できます。

スマホアプリ納付とは、スマートフォンを利用して、「国税スマートフォン決済専用サイト」にアクセスをし、Pay払い（〇〇ペイ）を選択し、画面の表示に沿って操作をすることで、国税を納付することができる手続のことをいいます。

### (1) 利用可能なPay払い

2022年12月末現在、国税を納付することができるPay払い（アプリ）は、次のとおりです。



### (2) 利用可能な国税の種類

スマホアプリを利用して納付することができる国税の税目のうち、主なものは次のとおりです。これらについては、本税に加えて加算税や延滞税などの付帯税の納付も可能です。

申告所得税及び復興特別所得税  
消費税及び地方消費税  
法人税（グループ通算、連結納税を含む）  
地方法人税（グループ通算、連結納税を含む）  
相続税  
贈与税  
源泉所得税及び復興特別所得税（※）

※ 給与や報酬の源泉所得税の納付など「所得税徴収高計算書」の提出が必要な場合は、e-Taxにより所得税徴収高計算書データを送信後、メッセージボックスに格納される受信通知から「国税スマートフォン決済専用サイト」へアクセスする方法により、納付することができます。紙面を用いた場合には、利用できない点にご留意ください。

### (3) スマホアプリ納付の特徴

スマホアプリ納付の主な特徴は、次のとおりです。

事前の手続不要  
24時間いつでも利用が可能（メンテナンス等一定の場合を除く）  
決済手数料不要  
一度の納付手続での上限は30万円（利用するPay払いの設定金額により、これより下がる場合もある）  
領収証書は発行されない

地方税については、すでにスマホアプリ納付を導入している自治体がありますので、ご利用の経験がある方もいらっしゃるでしょう。

クレジットカードによる納付と比べ、「30万円」という利用上限の低さはあるものの、決済手数料が不要で利用できる点はメリットがあります。国税の納付手段の一つとして、お考えいただくとよいかと思います。

## 令和5年4月から残業時間の割増率が変わる

### 月60時間超の時間外労働の割増率5割に

令和5年4月1日より1か月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を「5割以上の率」とする規定が中小企業にも適用になります。もともと時間外労働の割増率は2割5分以上5割以下で計算をする、となっています。

2010年4月から労基法の改正により1か月60時間を超える時間外労働は5割以上の割増率で支払うことが決められました。ただし、この改正は中小企業には適用猶予されていて、施行から13年を経て中小企業にも適用される時期となりました。

### 代替休暇の制度もあり

中小企業でも1か月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率5割以上が適用されることになるに伴い「代替休暇」の適用も認められます。「代替休暇」とは1か月間に60時間を超えて時間外労働を行なった場合、労使協定において法定の割増率の引き上げ分の割増賃金の支払いに代えて有給休暇を与えることができるというものです。

協定内容で協定すべき事項は、1か月60時間を超えて労働させた時間に対して何時間の代替休暇を与えるかの計算方法や休暇の単位(1日または半日等)があり、実際に代替休暇を取得するか否かは労働者の意思によります。実施するときは就業規則に「代替休暇制度」を規定しておかなければなりません。1か月60時間を超える残業のある企業はその精算方法についてどのように進めるか労使で協議し、話し合う必要があります。

ほかにも残業時間が長時間になっている企業は、勤怠システム等で労働時間の現状把握をして長時間労働の是正に努めることが必要です。

2022年4月から未払い残業代請求の時効が2年を超えて蓄積する期間に入っています。2023年4月からは3年分の請求請求が可能になります。残業が多い企業は業務の見直し等対策を行いましょう。



なるべく長時間労働にならない方が良いけれど代替休暇があるのは助かる